

令和7年度 三世代が同居や近居となる子育て世帯の転入を支援します

安芸市三世代同居等移住支援事業補助金



令和7年4月1日～令和8年3月31日までに要した下記のどちらかの費用

※以下①と②の合計額

上限 **20** 万円

- ①引越し費用・・・引越し業者への支払い費用
+
②住居費(賃貸借)・・・賃貸借契約の際に要する
仲介手数料

※以下①と②の合計額

上限 **24** 万円

- ①住居費(購入)・・・購入費
+
②住居費(改修)・・・住宅改修業者が行う改修費

◎対象者の主な要件

- 三世代同居等となる子育て世帯の父または母
- 子育て世帯および親世帯の全員が市外から安芸市への転入者
(現に親世帯が安芸市に居住している場合は、子育て世帯のみが転入)
- 安芸市内に転入後、1年を経過していないこと
- 子育て世帯及び親世帯に安芸市税等の滞納がないこと
などの要件をすべて満たした者



- ・子育て世帯・・・18歳未満の者(出産予定を含む)とその父や母で構成され、同居している世帯
- ・親世帯・・・子育て世帯の親(祖父母含む)の世帯
- ・三世代同居等・・・子育て世帯と親世帯が、安芸市内において同居または近居すること
- ・同居・・・子育て世帯と親世帯が同一の住宅に住所を有し、居住すること
- ・近居・・・子育て世帯と親世帯が安芸市内に居住すること

◎申請期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月10日(火)(月～金 8:30～12:00、13:00～17:15)

※予算上限に達し次第受付を終了します。

申請・問い合わせ先

安芸市役所 企画調整課 企画係 〒784-8501 安芸市土居82番地1 2階②の窓口
電話:0887-35-1012 FAX:0887-35-4445 E-mail: kikaku@city.aki.lg.jp